

請 願 文 書 表			
番号	4-3	受付	令和4年5月23日
件名	地方公共団体の予算執行と財政運営の信頼性向上を求める請願書		
紹介議員	山本 光宏		

『地方自治は民主主義の学校』と言われており、我が国の地方公共団体の行政運営の在り方に対して、住民が自律的に関心を持ち、よりよいまちづくりの実現に向けて参加する機会が得られることは、日本国の繁栄と発展の土台となるものと考えます。

現在、地方自治法には地方議会の権限として『予算を定めること』『決算を認定すること』が明記されており、地方公共団体の財政運営の民主的な手続が担保されており、住民を代表して当該議会を構成する議員の皆様の見識等について住民は厚い信頼を寄せています。

ただし、現代の地方公共団体の事業は多岐にわたるようになり、その財政規模も肥大化の一途をたどっており、住民から見て地方公共団体の活動を把握することは難しくなっております。今日このような状況を鑑み、不要不急な事業の削減を通じて地方税負担の軽減を望む声が高まってきています。

地方公共団体の財政運営や予算執行の在り方に関して、住民が情報を容易に得られることで、地方公共団体、並びに地方議会への信頼をさらに向上させる取組の重要性が高まっています。住民が自律した納税者としての自覚を醸成するきっかけをつくることは、地方公共団体、並びに地方議会を支える民意の質を向上させることにつながります。

そのため、下記内容についてお願いいたします。

#### <行政評価に関すること>

1. 大和市議会は、大和市議会基本条例第11条に基づき行政評価に関し基本的な事項を定め、総合的かつ体系的な行政評価等の仕組みを構築することにより、行政活動及び外郭団体の全ての事務事業の成果を客観的かつ定量的に評価するよう、努めること。

#### <財政運営に関すること>

1. 大和市は、財政に関する情報を市民に分かりやすく公表することにより、住民と情報を共有し、財政運営の透明性の確保に努めること。

2. 大和市は、歳出予算の情報公開をさらに努めるにあたり、会計システムに登録される毎月の歳出予算の支払い命令情報を、支払い日の翌下旬に1件ごとに公開するよう、努めること。
3. 大和市及び全体の奉仕者たる市職員一人一人は税金の使途に関する費用対効果を常に意識し、地方税負担の軽減への取組を検討し住民の可処分所得の向上に努めること。

請 願 文 書 表			
番号	4-4	受付	令和4年5月24日
件名	「消費税インボイス制度の導入中止を政府に求める意見書」の提出を求める請願書		
紹介議員	高久 良美		

**【請願趣旨】**

外国からの資材が滞っている事態も含めて、新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中、2023年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

消費税は売上げに係る消費税から仕入れ・経費に係る消費税を差し引いた（仕入税額控除）金額を申告・納付しますが、インボイス制度はインボイス発行事業者の発行する登録番号が記載された請求書、領収書の保存が仕入税額控除の要件とされ、インボイス発行事業者以外が発行する請求書、領収書では段階的に仕入税額控除ができなくなります。

免税事業者との取引はインボイスが発行できないため、納付する消費税額の増加を招きます。売上げが1000万円以下の全国で500万と言われる消費税の免税事業者が取引から排除されることが予想されます。やむなくインボイスの発行事業者の登録をすれば、消費税の申告・納付が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うことになります。

コロナ禍で時短・営業の自粛を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者、フリーランスの経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を活性化させていく上でも、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠です。中小企業・自営業者、フリーランスに多大な負担を強いる消費税のインボイス制度の導入は中止すべきです。

以上のことから、地方自治法99条の規定により、下記の事項を請願いたします。

**【請願事項】**

消費税インボイス制度の導入中止を求める意見書を政府に提出してください。



陳 情 文 書 表	
番号 4-7	受付 令和4年3月29日
件名 「前副市長辞職などに関して百条委員会設置を求める」陳情書	

<陳情の趣旨>

市長は「健康都市やまをつくる」をスローガンに市政に取り組んでこられています。

「健康都市やまと宣言」では①「人の健康」を守り②「まちの健康」と③「社会の健康」を育てていくことが重要と掲げています。

この中の①の「人の健康」において、よい行政運営が行われるためには市職員の心身の健康が担保される必要があります。

しかし現在問題になっている市長のパワハラが事実であるならば行政運営に影響大と考えます。

そこで前副市長辞職などに関してパワハラ問題の真相究明を図るため適切なタイミングで百条委員会を設置されることを陳情します。



陳 情 文 書 表	
番号 4-8	受付 令和4年4月5日
件名 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について国に意見書を出すことを求める陳情書	

### 陳情の趣旨

労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれを崩さないよう所管の厚生労働省に申し入れること。

公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策を取るよう国(内閣府)に申し入れることを求め、陳情いたします。

### 陳情の理由

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、さらに独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、さらには男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性たちが血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずり込まれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策を取ることは極めて重要です。

以上





陳 情 文 書 表	
番号 4-11	受付 令和4年5月16日
件名 前副市長辞職等に関する調査特別委員会を終了解散することを求める陳情書	

## [陳情事項]

前副市長辞職等に関する調査特別委員会は今日まで調査・会議等で得た調査を報告書として議会に報告し、本委員会を早期に終了・解散されることを陳情する。

## [陳情趣旨書]

令和3年5月新聞報道記事に端を発した前副市長による市長の職員パワハラ報道は大和市長が信頼し任命された元副市長の発言だけに、大和市民に大きな衝撃を与え社会の関心深く、議会は6月に開催された定例議会において質疑がなされ、その後調査特別委員会が設置されました。

以来、本日まで計14回の委員会を開催され、この間委員の皆様は議論を重ねられ、幹部職員に対するアンケートの実施・当事者の参考人意見聴取等をして1年間が経過しました。その間事態は、現職の市長と元副市長が互いにパワハラ有無の名誉棄損の裁判を訴訟するという、誠に大和市民や大和市政に不名誉な事態となっております。

職場における人間関係のパワハラ行為はあってはならぬこと言うまでもありませんが、事が日常の上下関係の職場でのことであり相互の受け取り方、また個人の精神的・人格の侵害等と、事が複雑であり明確に事実を立証することはかなり困難なことであると思います。

また、本特別調査委員会は個々のハラスメント行為を調査立証して、明確に裁定を下す会ではありません。

「前副市長辞職等に関する調査特別委員会」はあくまでも元副市長の発言が有無なものか、あるいは事実即した可能性が高いか否かを調査し、市政に今後の職場改善を促す委員会であります。本委員会は上記のとおり14回の議論を重ね、アンケートの調査結果・当事者の参考人招致等や議員の皆様のご今日のまでの大和市役所内での議員活動から、報告書を作成することは十分に可能であると推察いたします。

議員の皆様のご任期も1年を切り、新型コロナ感染流行もまだまだ終息の兆し見えず、また今年4月からは世界の人々が予測もしていなかった世界の平和を壊す大国が侵略戦争を始め、事態は長期化となる兆しであり、我が国の安全保障や身近な市民生活にも今後様々な影響が大きく及ぼ

されると危惧します。このような情勢からも議員の皆様には残りの任期を市政の様々な責務に専念なされることを期待いたします。

以上の趣旨により、前副市長辞職等に関する調査特別委員会は今日までの調査を早急に報告書として作成し、委員会を解散すべきと陳情します。

終わりに、皆様がこの1年間委員会や議会でこの問題を真摯に議論して努力されたことは、今後の大和市政の職員の職場改善に大きな前進の力となった思い感謝するものあります。

陳 情 文 書 表			
番号	4-12	受付	令和4年5月20日
件名	公金支出の相手方に対する情報公開制度の構築についての陳情書		

**【陳情の趣旨】**

大和市においては、市が出資その他財政支出等を行う法人、市施設の指定管理者、その他業務委託の受注者等に対し、その保有する情報につき、情報公開の対象となるよう情報公開制度を構築していただきたい。

**【陳情の理由】**

大和市情報公開条例（以下「本件条例」という。）5条は、「何人も、この条例の定めるところにより、行政文書の公開を請求することができる。」旨を規定するところ、当該行政文書につき、4条2号本文は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するもの」を、また、当該実施機関につき、同1号は、「市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」を特定することから、本件条例は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会が保有する当該4条2号（ただし、ただし書に掲げるものを除く。）所定の行政文書のみに対し、その公開を義務づけるにとどまるのである。しかしながら、例えば、大和市（執行機関）が実施する公金の支出を伴う事務事業に関しては、単に、大和市（執行機関）が保有する行政文書のみでは、その適正（適法性）を担保（確認）でき得ないことはもとより、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律1条の趣旨（国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から・・・）に照らし、今日では、当該事務事業のうち、民間が担うほうが効率的効果的で費用対効果が望める場合には、民間に委ねている状況に鑑みれば、大和市（執行機関）が公金を支出する相手方（民間）に対し、支出した公金の適否を確認できる制度の構築は不可欠であり、このことは、地方自治法243条の2第1項4号所定の「検査」にも整合するものなのである。しかるに、大和市（執行機関）においては、そのような制度の構築を怠ることにより、現状、公金の支出を伴うほとんどの事務事業において、その支出した公金

の適法性が確認でき得ない状況であることを憂い、本件陳情に及んだ次第である。なお、同様の施策については、既に、東京都渋谷区が履行していることから、参考のため、疎甲第1号証を添付する。

以上

**【添付資料】**

疎甲第1号証

情報公開制度の運営に関する重要事項について

【答申】（平成25年8月）

渋谷区個人情報の保護及び情報公開審議会

陳 情 文 書 表			
番号	4-13	受付	令和4年5月20日
件名	前副市長辞職等に関する調査特別委員会に対する百条調査権の付与についての陳情書		

**【陳情の趣旨】**

大和市議会においては、地方自治法110条1項の規定に基づき、令和3年6月1日の本会議で設置された『前副市長辞職等に関する調査特別委員会』に対し、同法100条1項所定の権能（百条調査権）を付与していただきたい。

**【陳情の理由】**

大和市議会では、金子勝前大和市副市長（以下「金子前副市長」という。）が任期途中で辞職をした問題を調査するため、令和3年6月第2回定例会における令和3年6月1日の本会議において、地方自治法110条1項、もって、大和市議会委員会条例6条の規定に基づき、『前副市長辞職等に関する調査特別委員会』（以下「本件調査特別委員会」という。）を設置し、もって、本件調査特別委員会は、令和3年6月1日、令和3年6月9日、令和3年7月8日、令和3年8月5日、令和3年9月7日、令和3年10月12日、令和3年12月27日、令和4年1月14日、令和4年2月3日、令和4年2月16日、令和4年3月4日、令和4年3月7日、令和4年3月29日、令和4年4月15日と、計14回にも及ぶ協議ないし議論を重ねているにもかかわらず、いまだ、大木哲大和市長（以下「大木市長」という。）によるパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）の具体的事例を特定でき得ないばかりか、その抜本的な問題の解決を図ることなく、本件調査特別委員会の方向性を、職員の就業環境の改善を目的とする『大和市ハラスメント防止条例』（仮称、以下「ハラスメント防止条例」という。）の制定に変更しようとするところ、そもそも論として、本件調査特別委員会設置の目的とは、金子前副市長の辞職理由、換言すれば、大木市長の職員に対するパワハラの有無ないし程度の調査、もって、認定であることに鑑みれば、たとえ、ハラスメント防止条例の制定が、大和市議会の大局であったとしても、大木市長によるパワハラの有無を認定しない状況下においては、本件調査特別委員会設置の目的と結果（結論）は乖離し、そごしていると言わざるを得ず、かつ、本件調査特別委員会の設置に対しては、大和市議会議員の総意（全員賛成）をするのであるから、その責務として、本件調査特別委員会における大木市長によるパワハラの有無の認定は、大和市議会として不可欠なのである。したがって、現状において、大木市長はもとより、副市長及び市職員の任意の協力が得られない以上、本件調

査特別委員会に対し、地方自治法100条1項所定の権能（百条調査権）を付与し、もって、同条3項所定の「出頭」又は「記録の提出の請求」の対象となった者、並びに同条10項所定の「照会」又は「記録の送付」の対象となった団体等に対し、事実の確認を権限として行えるよう、他方、当該指定された対象者は罰則を有する義務として、真実を述べ、あるいは真正を提示するよう、本件陳情に及んだ次第である。なお、本件調査特別委員会の委員においては、市の職員を守ると称して、職員に対する尋問等を回避し、あるいは秘密会とするがごときの発言をするところ、仮に、出頭（召喚）させられる職員自身がパワハラを受けた被害者であったとしても、たとえ、無記名であっても、アンケートにおいて、その行為事実を明記（主張）する範囲においては、もはや、法的保護を要するパワハラの被害者とはなり得ない（パワハラの被害を主張する者が、当該パワハラ行為を立証する義務を負う証明責任による。）ことを付記する。

以上

**【添付資料】**

- |         |                  |
|---------|------------------|
| 疎甲第1号証① | 委員会提出議案第1号       |
| 疎甲第1号証② | 委員会提出議案第2号       |
| 疎甲第2号証  | 令和3年6月第2回定例会審議結果 |

陳 情 文 書 表			
番号	4-14	受付	令和4年5月20日
件名	大和市議会の運営についての陳情書		

**【陳情の趣旨】**

大和市議会においては、市民が、容易、かつ、明確に、市議会の活動を把握でき得るよう、下記2点の事項に関しては、善処ないし改善するよう願うしていただきたい。

**【陳情の理由】**

第1点. やまと市議会だよりの記載事項について

広報委員会が編集し、大和市議会が発行する『やまと市議会だより』（以下「市議会だより」という。）には、「議案の審議結果」として、定例会の本会議において決議した議案等の結果につき、《全員賛成で議決した議案等》と《全員賛成ではなかった議案等》に区分し、もって、後者については、審議結果とともに、各議員の賛否（○賛成 ●反対 一退席、欠席）を個別に明記することで、議案等に対するそれぞれの議員の真意がうかがえるところ、本会議の前段（前段となる事実については、例えば、常任委員会につき、地方自治法109条3項は、「常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を調査する。」旨、また、議会運営委員会につき、同法109条の2第3項は、「議会運営委員会は、次に掲げる事項（①議会の運営に関する事項 ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ③議長の諮問に関する事項）に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。」旨、さらには、特別委員会につき、同法110条3項は、「特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。」旨を規定することによる。）である委員会の審議（調査を含む。）結果については、残念なことに記載されていないのである。しかしながら、委員会とは、上記を事由に、地方自治法109条（常任委員会）1項、又は同法109条の2（議会運営委員会）第1項、あるいは同法110条（特別委員会）1項の規定に基づき、普通地方公共団体の議会に設置される当該議会の附属機関であることに鑑みれば、必ずしも、委員会における委員（議員）の賛否等意思表示が、本会議における当該意思表示を拘束しない現状（信義誠実の原則が作用しないことにより、賛否に対する異なる意思表示が可能である実情である。）においては、委員会における委員（議員）の真意（賛否等意思表示）を知るすべを設けることは、市民の知る権利に対する議会の責務と言わざるを得ず、現状において、その最良、かつ、唯一の方法とは、本会議同様に、委員会に関する「議

案の審議結果」についても市議会だよりに記載することなのである。

## 第2点. 傍聴者への配付資料の無償交付について

大和市議会（議会事務局）においては、市民や報道関係者が定例会の本会議または委員会を傍聴する際に、関連資料等（以下「配付資料」という。）を配付するにもかかわらず、傍聴後には、議会事務局に返却する手続であったことから、先般、陳情者は、配付資料の交付を要望したところ、議会事務局（職員）は、前議長に確認の上、謄写に係る費用（単色（白黒）1枚10円／多色（カラー）1枚20円、ただし、A4用紙）を傍聴者個人が負担することを条件（情報提供）に、本庁舎1階情報公開コーナーに設置の複写機による写しの交付（情報提供）に応じたものである。しかしながら、傍聴者の一部には、配付資料に加筆をし、そのまま持ち帰ることを確認するところ、議会事務局（職員）は、それを黙認することはもとより、そもそも論として、回収後、廃棄をする配付資料を、傍聴者から強制的に回収することは、市民サービスの欠如にとどまらず、不平等（無償（回収の不作为）と有償（情報提供）とを放置することにより、有償（情報提供）につき、不当利得のそしりを免れない。）の取扱いと言わざるを得ない。なお、議会事務局（職員）においては、委員（議員）に対しては、多色（カラー）の資料は、多色（カラー）のまま配付するにもかかわらず、傍聴者に対しては、単色（白黒）で配付することにより、該当する委員会において、賛否等の意見を述べる委員（議員）が配付資料をもって個別の色を指摘する場合、傍聴人は、その部分（指示した色の部分）を特定することができ得ないことによつて、当該委員（議員）の主張の趣旨を把握ないし理解でき得ないという不都合が生じていることから、有償無償にかかわらず、多色（カラー）の資料については、多色（カラー）、換言すれば、委員（議員）と同旨の資料を配付することは、当然の、義務であることは言うまでもない。

以上

### 【添付資料】

- |         |                  |
|---------|------------------|
| 疎甲第1号証① | やまと市議会だより（第310号） |
| 疎甲第1号証② | やまと市議会だより（第311号） |

### 【追記】

本件のごとくの軽微な内容について、わざわざ、陳情書を提出し、もつて、適正な陳情とすることは、正直、いかななものかと思案するところ、前議長吉澤弘による指示であることを付言し、各取扱いについては、議長のみの判断ではなく、市議会（委員会、もつて、本会議）において、議論を尽くすよう意見するものである。



陳 情 文 書 表			
番号	4-15	受付	令和4年5月20日
件名	訴訟費用債権に係る債務の免除についての陳情書		

**【陳情の趣旨】**

大和市においては、陳情者に対する訴訟費用債権に関しては、地方自治法240条3項の規定により、その債務を免除していただきたい。

**【陳情の理由】**

大和市は、陳情者との間における計8件の確定判決に基づき、それぞれに対し、訴訟費用額確定処分を申し立て、もって、陳情者に対する金23万4755円（令和元年（行ク）第26号につき1万7403円、同第27号につき4万1853円、同第28号につき1万7403円、同第29号につき1万7143円、同第30号につき3万3873円、同第31号につき3万8593円、同第32号につき4万9573円、令和元年（モ）第654号につき1万8914円）の訴訟費用債権（以下、当該23万4755円を「本件訴訟費用」といい、その権利を「本件訴訟費用債権」という。）を取得するところ、大和市では、陳情者が令和2年10月12日に提起した『大和市長外に対する措置請求書』（住民監査請求書）に対する『住民監査請求に対する監査結果』において、「裁判において市が勝訴し、訴訟費用は敗訴の当事者とする判決が確定した場合、上記の訴訟費用額確定手続を経れば訴訟費用を請求することができるが、当該手続は必ず行わなければならないものではない。市では訴訟費用の請求については、民事訴訟事件（行政事件訴訟を含む）でもほとんど行われていない現状や、請求を行うことによる住民に及ぼす影響等を総合的に検討し、事案ごとに判断している。」旨を、当該事務事業（費用償還請求権を行使するか否かの判断）の指針（基本方針）とすることに鑑みれば、本件訴訟費用債権は、不当な訴訟費用償還請求権（上記訴訟費用額確定処分の申立ての権原である。以下「本件訴訟費用償還請求権」という。）の行使によって捻出された違法な債権であり、現状において、大和市が本件訴訟費用を徴収（回収）することは裁量の範囲を超えた行政権の濫用と言わざるを得ない。すなわち、行政事件訴訟法30条（裁量処分の取消し）は、「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があった場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。」旨を規定するところ、この法理とは、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という憲法第14条第1項の

理念に基づき、たとえ、裁量権を有する国の機関または普通地方公共団体における処分等行政行為であっても、衡平公正の原則を欠く、不平等な取扱いをしてはならないというものであり、これを本件についてみると、大和市（総務部総務課政策法制係長渡邊寛己）は、陳情者を「大量請求者」（この場合の大量請求とは、情報公開の請求である。）と誹謗し、もって、大和市の顧問弁護士大澤孝征との間において、濫訴の抑止効果（住民訴訟を含む行政事件訴訟及び国賠訴訟提起の妨害）を目的として、陳情者に対する本件訴訟費用の一括請求を画策したところ、大和市が敗訴当事者に対し、訴訟費用を請求でき得る場合とは、上記のごとく、「事案ごとの判断」を要し、かつ、当該「事案ごとの判断」とは、陳情者が提起をした、①令和元年（行ク）第26号訴訟費用額確定処分申立事件の本案となる横浜地方裁判所平成29年（行ウ）第52号損害賠償（住民訴訟）請求事件、東京高等裁判所平成30年（行コ）第167号損害賠償（住民訴訟）請求控訴事件、②同第27号訴訟費用額確定処分申立事件の本案となる横浜地方裁判所平成27年（行ウ）第42号及び平成29年（行ウ）第1号各損害賠償（住民訴訟）請求事件、東京高等裁判所平成30年（行コ）第108号損害賠償（住民訴訟）請求控訴事件、③同第28号訴訟費用額確定処分申立事件の本案となる横浜地方裁判所平成28年（行ウ）第24号損害賠償（住民訴訟）請求事件、東京高等裁判所平成28年（行コ）第430号損害賠償（住民訴訟）請求控訴事件、④同第29号訴訟費用額確定処分申立事件の本案となる横浜地方裁判所平成28年（行ウ）第34号損害賠償（住民訴訟）請求事件、⑤同第30号訴訟費用額確定処分申立事件の本案となる横浜地方裁判所平成28年（行ウ）第17号損害賠償（住民訴訟）請求事件、東京高等裁判所平成29年（行コ）第263号損害賠償（住民訴訟）請求控訴事件、⑥同第31号訴訟費用額確定処分申立事件の本案となる横浜地方裁判所平成26年（行ウ）第36号損害賠償（住民訴訟）請求事件、⑦同第32号訴訟費用額確定処分申立事件の本案となる横浜地方裁判所平成26年（行ウ）第27号損害賠償（住民訴訟）請求事件、⑧令和元年（モ）第654号訴訟費用額確定処分申立事件の本案となる横浜地方裁判所平成29年（ワ）第1980号慰藉料請求事件、東京高等裁判所平成29年（ネ）第4747号慰藉料請求控訴事件に対する個別具体的な検討であるにもかかわらず、大和市（総務部総務課政策法制係）では、各所管（令和元年（行ク）第26号につき文化スポーツ部図書・学び交流課、同第27号につき街づくり計画部街づくり推進課、同第28号につき総務部管財課及び街づくり計画部街づくり推進課、同第29号は総務部総務課政策法制係の所管、同第30号につき総務部管財課、街づくり計画部街づくり推進課及び環境農政部みどり公園課、同第31号につき市民経済部市民課、同第32号につき健康福祉部介護保険課、令和元年（モ）第654号につき総務部総務課情報公関係）との合議を一切行うことなく、従前の住民訴訟7件及び国賠訴訟1件の提起（ただし、控訴が存する場合には、当該控訴の提起を含む。）を濫訴として、複数の住民訴訟、あるいは住民訴訟そのもの及び国賠訴訟を提起する陳情者のみを射程に、

訴訟費用（本件訴訟費用）を請求することは、陳情者以外の敗訴当事者との取扱いの差異に照らし、行政事件訴訟法30条に抵触することはもとより、大和市自治基本条例9条1項（市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。）、同条2項（市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成の反映の過程に参加する権利を有する。）及び同条3項（市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。）の解釈を歪曲し、もって、同16条1項（市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。）に違背する違法ないし不当な扱いと言わざるを得ない。したがって、本来は、本件訴訟費用償還請求権の行使自体に抜本的な問題が存するところ、その行使により、既に、本件訴訟費用債権が発生する状況下においては、その消滅を目的に、地方自治法240条3項の規定に基づき、本件訴訟費用債権に係る債務（23万4755円）の免除を求めるため、本件陳情に及んだ次第である。

以上

#### 【添付資料】

- |         |  |
|---------|--|
| 疎甲第1号証  | 訴訟費用の請求について（通知）                                  |
| 疎甲第2号証  | 法律相談（訴訟打合せ）                                      |
| 疎甲第3号証  | 保有個人情報不開示決定通知書（令和3年1月20日付大和市指令第4008号）            |
| 疎甲第4号証  | 住民監査請求に対する監査結果（令和2年10月12日付『大和市長外に対する措置請求書』に係るもの） |
| 疎甲第5号証① | 行政文書非公開決定通知書（令和2年10月20日付大和市指令第2926号）             |
| 疎甲第5号証② | 行政文書非公開決定通知書（令和2年10月22日付大和市指令第2937号）             |
| 疎甲第6号証  | 判決書（東京高等裁判所令和3年（行コ）第2968号債務不存在確認等請求控訴事件）         |

#### 【追記】

大和市議会においては、『陳情書の処理基準』をもって、「受理した陳情書のうち、次のものは原則、委員会付託を行わず全議員への配付と取り扱うものとする。ただし、議長、副議長、議会運営委員会委員長、同副委員長による四者協議において、その内容が特に請願と同様に取り扱うことが適当と認められる場合は、請願書の例により処理することができる。」旨を定め、各号列記部

分のうち、4.として「裁判判決の変更を求めるものや、係争中の裁判や異議申し立て等に関するもの、その他司法権の独立を侵す恐れのあるもの」を掲げているところ、本件陳情とは、既に、確定した裁判の判決に基づく訴訟費用償還請求権（本件訴訟費用償還請求権）の行使によって得られた訴訟費用債権（本件訴訟費用債権）に係る債務（23万4755円）の免除を求める範囲においては、当然のごとく、当該4号規定には該当しないことは言うまでもない。しかしながら、現在、最高裁判所に係属する令和4年（ネオ）第166号上告提起事件、並びに同（ネ受）第168号上告受理申立て事件（原審は、東京高等裁判所令和3年（ネ）第2968号債務不存在確認等請求控訴事件である。）との関係においては、当該4.のうち「係争中の裁判に関するもの」に該当すると判断されかねないところ、当該訴訟の趣旨とは、本来、大和市において、本件訴訟費用債権を免除しない場合における救済措置である事情に鑑みれば、司法権の独立を侵すという危惧は皆無（上告審では実体審理は行わないことはもとより、仮に、審理不尽による差戻しの場合であっても、大和市において、本件訴訟費用債権に係る債務（23万4755円）が免除されれば、その時点で、訴訟物（本件訴訟費用債権に係る債務）の不存在を事由に却下となる。）であることから、ただし書きにより、委員会付託を求めるものである。

陳 情 文 書 表			
番号	4-16	受付	令和4年5月20日
件名	訴訟費用償還請求権の不行使についての陳情書		

**【陳情の趣旨】**

大和市においては、地方自治法242条の2第1項の規定に基づき提起される住民訴訟に関しては、敗訴者となる住民に対する訴訟費用償還請求権を行使しないよう検討していただきたい。

**【陳情の理由】**

地方自治法242条の2第1項に規定する住民訴訟とは、同法242条1項所定の住民監査請求を経て提起する行政事件訴訟の一種であって、事故の法律上権利利益に関わらないことで訴えを提起する客観訴訟（民衆訴訟）であるところ、その法理とは、特定の住民が、自身が所属する普通地方公共団体の住民を代表し、あるいは代理し、もって、住民全体的の利益のため、当該普通地方公共団体における財務会計行為の適否を終局的確定的に求め得る参政権の付与であり、かつ、それを具現化したものであることに鑑みれば、その訴訟費用の負担を敗訴住民に強いることは、参政権行使の阻害ないし弊害となることはもとより、地方自治制度に基づく大和市自治基本条例及び大和市民参加推進条例の趣旨にも逆行する行政権（裁量権）の濫用と言わざるを得ない。すなわち、確かに、民事訴訟法61条は「訴訟費用は、敗訴当事者の負担とする。」旨を規定することに照らせば、民事訴訟の敗訴当事者は、当該民事訴訟に係る訴訟費用の支払い義務を負うことは言うまでもなく、このことは、行政事件訴訟（住民訴訟を含む。）においても同様であるところ、現状、実務においては、ほとんどの普通地方公共団体では、（住民訴訟を含む。）敗訴当事者に対しては訴訟費用を請求しておらず、大和市においても、従前は、同様の取扱いをしていたものである。しかるに、残念ながら、先般、大和市では、住民訴訟を提起し続ける特定の住民（陳情者）のみに対し、過去に遡る訴訟費用を一括請求するに至ったところ、その事由とは、住民訴訟を提起する住民（陳情者）に対する報復ないし嫌がらせ（過去に遡って訴訟費用を全額請求することで、自後、住民訴訟の提起はもとより、住民監査請求すら行わせないという黙示の威圧と思料する。）と言わざるを得ないことから、このような大和市の暴挙（行政権の濫用）を未然に防止することは、自後、住民がちゅうちょすることなく、住民訴訟を提起でき得る問題の解決であり、結果、大和市（執行機関）における財務会計行為の不正の抑止（制御）につながるものなのである。従って、大和市（執行機関）が衡平公正による平等の原則に反し、殊さら、特定個人に対

し、恣意的に訴訟費用を請求しないよう、抜本的な解決策として、住民訴訟につき、訴訟費用償還請求権（訴訟費用償還請求権とは、判決書主文に表示する訴訟費用の負担につき、訴訟費用額確定処分を申し立て、もって、訴訟費用額確定処分に基づき、訴訟費用を請求する権利である。）を行使でき得ない処置を講ずるよう、本件陳情に及んだ次第である。なお、同旨の陳情については、前回、令和4年3月定例会において、総務常任委員会に付託されたところ、陳情者が意見陳述に指定された期日（令和4年3月3日終日）に出頭でき得ないという事情により、やむなく、これを取り下げたことから、本令和4年6月定例会に、再度、提出するものである。

以上

#### 【添付資料】

- |          |   |
|----------|---|
| 疎甲第1号証   | 住民訴訟と訴訟費用原告住民負担判決                         |
| 疎甲第2号証   | 住民訴訟の訴訟費用の原告負担問題                          |
| 疎甲第3号証   | 住民訴訟、費用は誰が負担？・・・原告に219万円請求の市「財政上の負担生じている」 |
| 疎甲第4号証   | 敗訴の市、訴えた住民に裁判費用請求「反省感じられない」               |
| 疎甲第5号証   | 法律相談（訴訟打合せ）                               |
| 疎甲第6号証   | 訴訟費用の請求について（通知）                           |
| 疎甲第7号証の1 | 訴訟費用償還請求権の放棄についての陳情書                      |
| 疎甲第7号証の2 | 陳情書取下願                                    |

陳 情 文 書 表			
番号	4-17	受付	令和4年5月20日
件名	大和市ハラスメント防止条例の制定についての陳情書		

**【陳情の趣旨】**

大和市並びに大和市議会においては、市職員の就業環境の改善を目的として、大和市ハラスメント防止条例（仮称）の制定を検討していただきたい。

**【陳情の理由】**

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号、以下「労働施策総合推進法」という。）の改正においては、大企業については令和2年6月1日、中小企業については令和4年4月1日より、雇用主に対し、職場におけるパワーハラスメント（セクシャルハラスメント及び妊娠・出産、育児休暇等に関するハラスメントを含む。以下「パワハラ」という。）の対策を義務づけたところ、パワハラとは「①に、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、②に、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③に、その雇用する労働者の就業環境が害されること」と定義（30条の2）されることに鑑みれば、パワハラは、労働施策総合推進法が対象とする民間企業のみではなく、国の機関や地方公共団体においても蔓延していることは周知の事実であって、大和市においても、令和3年6月大和市議会第2回定例会（令和3年6月1日）の本会議で設置された『前副市長辞職等に関する調査特別委員会』が、職員の職場環境の実態を把握するため実施した管理職職員に対する『職場環境に係るアンケート』（以下「本件アンケート」という。）の結果により、現職の大木哲大和市長（以下「大木市長」という。）はもとより、副市長ないし部課長の管理職、さらには、市議会の議員らによる市職員に対する不当な言動が公となったことで、その防止ないし予防の対策は喫緊の課題なのである。しかるに、当該調査特別委員会では、設置の目的（本旨）である金子勝前大和市副市長の辞職理由、換言すれば、大木市長の市職員に対するパワハラの有無ないし程度の調査（もって、認定）と切断することなく、いまだ、提出の時期さえ不明な市議会に対する最終報告書をもって、『大和市ハラスメント防止条例』（仮称、以下「本件ハラスメント防止条例」という。）制定の必要性の是非を付記（報告）するというのであるから、その遅滞は、市職員の落胆と疑念を招き、かつ、不安をあおる不作為と言わざるを得ない。すなわち、当該調査特別委員会においては、人事等による報復等から市職員を守ると称して、本件アンケートを無記名としたと

ころ、その瑕疵(パワハラ認定に不可欠な各当事者及び具体的行為事実の欠缺である。)を補充すべく、再度、実名証言を募ることは、事実認定における攻撃と防御の矛盾を生むだけであって、実名証言をする市職員を守れないことは言うまでもなく、このことは、現状、総務部人財課給与労務係が所管する『総務部人財課に置かれた(ハラスメント)相談窓口』が実質的・実務的に機能不全に陥っていることでも明らかなのである。したがって、本件ハラスメント防止条例制定の是非については、当該調査特別委員会の議論とは切断をし、速やかに本6月大和市議会第2回定例会に諮り、かつ、採択されることが、結果において、不当な差別等から市職員を守ることであり、当該調査特別委員会におけるさらなる調査に対し、パワハラを受けたであろう市職員が大木市長らによる報復等を恐れることなく、証言ないし陳述を行える唯一のすべであると考え、本件陳情に及んだ次第である。なお、労働施策総合推進法が雇用主に義務づける具体的内容とは、①就業規則への禁止規定の盛り込み、②相談体制の整備、③プライバシーの保護、④処分方針の明確化、⑤再発防止策であるところ、大和市においては、②につき、現状において、相談体制となる相談窓口で対応に当たる者は、前掲のごとく、市職員であって、特別職や同僚のパワハラを訴えたことにより、さらなるパワハラを受け、あるいは人事等で不利益を被ることを懸念し、利用できない実情であることに鑑み、当該相談体制については、弁護士等で構成(ただし、大木市長と金子前副市長との間における民事訴訟(本訴：令和3年(ワ)第2232号事件、反訴：同4年(ワ)第1103号事件として横浜地方裁判所第9民事部に係属する。))において、大木市長の訴訟代理人を務める現大和市顧問弁護士の大澤孝征弁護士は、もはや、中立を担保でき得ないことから、除外することが適切と思料する。)する第三者委員会等、独立性の高い機関の設置が望ましいことを追記する。

以上

#### 【添付資料】

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 疎甲第1号証 | 令和3年12月27日市議会記者会見資料          |
| 疎甲第2号証 | アンケート調査における議員に関する記載事項の発表について |
| 疎甲第3号証 | 委員会提出議案第2号                   |



陳 情 文 書 表	
番号	4-18
受付	令和4年5月20日
件名	大和市市民課窓口業務等委託に係る予算上限額の見直しについての陳情書

【陳情の趣旨】

大和市並びに大和市議会においては、令和4年9月上旬に契約を予定する大和市市民課窓口業務の民間委託については、その予算上限額の見直しを検討していただききたい。

【陳情の理由】

大和市では、業務名を「大和市市民課窓口業務等委託」（債務負担行為）として、市民経済部市民課における窓口業務の一部を民間に委託しているところ、現在、履行中の『委託業務契約書』（元年度第7092号）（疎甲第4号証の1①、以下「現委託業務基本契約書」という。）、もって、自後、追加された『委託業務変更契約書』（疎甲第4号証の2①、疎甲第4号証の3①、疎甲第4号証の4①、疎甲第4号証の5①、総称して、以下「現委託業務変更契約書」といい、現委託業務基本契約書と併せて「現委託業務契約書」という。）の契約履行期間（期限）が令和5年1月31日であることから、同旨の委託業務契約を締結するべく、①業務名を「大和市市民課窓口業務等委託」、②業務の目的を「大和市市民課窓口業務の一部を運用するため」、③業務内容を「別紙「基本仕様書」のとおり」、④履行期間を「契約締結日から令和8年1月31日まで」（うち準備期間：契約締結日から令和5年1月31日まで／うち運用期間：令和5年2月1日から令和8年1月31日まで）、⑤予算上限額（消費税を含み、各年度端数切上げのため合計は一致しない）を「740,772,450円」（うち令和4年度 39,513,192円／うち令和5年度 242,966,350円／うち令和6年度 247,757,950円／うち令和7年度 210,534,958円）とする『大和市市民課窓口業務等委託に係るプロポーザル募集要領』（疎甲第2号証、以下「本件募集要領」という。）を、2022年(令和4年)4月1日に公示（HPに掲載）をする。しかしながら、本年（令和4年）9月上旬に契約予定の「大和市市民課窓口業務等委託」（債務負担行為）に係る『大和市市民課窓口業務等（債務負担行為）基本仕様書』（疎甲第3号証、以下「次期仕様書」という。）の内容（仕様）は、現委託業務基本契約書に係る『大和市市民課窓口業務等委託（債務負担行為）仕様書』（疎甲第4号証の1②、以下「現基本仕様書」という。）に、現委託業務変更契約書に係る各『大和市市民課窓口業務等委託（債務負担行為）変更仕様書』（疎甲第4号証の2②、疎甲第4号証の3②、疎甲第4号証の4②、疎甲第4号証の5

②、総称して、以下「現変更仕様書」といい、現基本仕様書と併せて「現仕様書」という。)を併せた内容(仕様)と同程度(ただし、配置する委託員の人件費は不明である。)であるにもかかわらず、その予算上限額(おおよその契約予定金額)については、現委託業務契約書に基づく36か月相当額685,545,667円(350,550,418円+68,350,572円×36/34+87,541,352円×36/12)とした上で、過去9年間の最低賃金の平均上昇率2.5%を乗じた732,889,474円より導き出すことは、適正を欠き、違法不当のそしりを免れない。すなわち、当該87,541,352円に係る仕様(委託業務)とは、個人番号カード運用業務(現変更仕様書のうち、22,133,760円に係る仕様についても、同旨である。)であるところ、当該個人番号カード運用業務の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの12か月間(当該22,133,760円分3か月を含めても15か月間)の短期集中業務であり、令和4年4月1日から令和5年1月31日までの残り10か月に関しては運用が不要となる事実を鑑みれば、それ以降はもとより、たとえ、次期仕様書に、⑫個人番号カード関連業務を明記していたとしても、その業務は、関連として、⑬マイキーID設定支援業務に包含(作業量が少ない時点においては、当該68,350,572円で賄われていた。)されていると言わざるを得ず、真に、適正な現委託業務契約書に基づく36か月相当額とは、433,494,651円(350,550,418円+68,350,572円×36/34)×102.5%と積算でき得ることによって、その差額(個人番号カード運用業務)299,394,823円(732,889,474円-433,494,651円)を計上する積算は、不適切な支出となりかねないことから、本件陳情に及んだ次第である。なお、大和市(市民経済部市民課)では、現委託業務基本契約書を締結する以前には、現基本仕様書と同旨の業務内容にもかかわらず、その契約金額を192,456,000円とする『委託業務契約書』(28年第6488号)(以下「前委託業務契約書」という。)を締結していたことから、現委託業務基本契約書に基づく契約金額350,550,418円、さらに、変更契約金額のうち、68,350,572円が不当に高額となることを事由に、陳情者より、住民監査請求を経た住民訴訟(横浜地方裁判所令和2年(行ウ)第63号、同3年(行ウ)第36号 損害賠償(住民訴訟)請求事件、以下「別件住民訴訟」という。)を提起されたところ、大和市長大木哲(住民訴訟の被告は大和市長である。以下「大木市長」という。)は、別件住民訴訟において、現委託業務基本契約書に基づく契約金額350,550,418円については、市職員が従事する場合を408,227,522円と積算(ただし、当該積算は試算ではなく、事後処理の検証である。)した上で、業者より徴取する見積書記載の見積り額369,684,766円から予算上限額を算出(算定した予算額は369,688,000円である。)し、もって、それより安価な契約金額で契約を締結したとして、158,094,418円の増額は適正と主張することに鑑みれば、同程度の業務内容(委

託業務)を、同程度の委託員で遂行でき得る場合、かつ、現委託業務変更契約書に基づく契約金額68,350,572円の適正が担保されている場合においては、次回仕様書における予算上限額は、前掲、433,494,651円相当で足りることは言うまでもなく、そもそも論として、現委託業務契約書に係る契約金額計528,576,102円(350,550,418円+68,350,572円+22,133,760円+87,541,352円)の適否は別にして、僅か6年の間に、市民課窓口業務等委託(委託業務)に係る委託料(契約金額)が3倍以上、金額にして548,316,450円(740,772,450円-192,456,000円)も跳ね上がっている実情に、看過でき得ない問題が生じていることを付記する。

以上

#### 【添付資料】

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 疎甲第1号証    | 大和市市民課窓口業務等委託の事業者選定を公募型プロポーザル方式で実施します |
| 疎甲第2号証    | 大和市市民課窓口業務等委託に係るプロポーザル募集要領(次回契約分)     |
| 疎甲第3号証    | 大和市市民課窓口業務等委託(債務負担行為)基本仕様書(次回契約分)     |
| 疎甲第4号証の1① | 委託業務契約書(現契約分)                         |
| 疎甲第4号証の1② | 大和市市民課窓口業務等委託(債務負担行為)仕様書(現契約分)        |
| 疎甲第4号証の2① | 令和2年4月1日付委託業変更契約書                     |
| 疎甲第4号証の2② | 大和市市民課窓口業務等委託(債務負担行為)変更仕様書(現契約分)      |
| 疎甲第4号証の3① | 令和2年8月24日付委託業変更契約書                    |
| 疎甲第4号証の3② | 大和市市民課窓口業務等委託(債務負担行為)変更仕様書(現契約分)      |
| 疎甲第4号証の4① | 令和2年12月28日付委託業変更契約書                   |
| 疎甲第4号証の4② | 大和市市民課窓口業務等委託(債務負担行為)変更仕様書(現契約分)      |
| 疎甲第4号証の5① | 令和3年4月1日付委託業変更契約書                     |
| 疎甲第4号証の5② | 大和市市民課窓口業務等委託(債務負担行為)変更仕様書(現契約分)      |
| 疎甲第5号証①   | 委託業務契約書(前契約分)                         |
| 疎甲第5号証②   | 大和市市民課窓口業務委託(債務負担行為)業務仕様書             |
| 疎甲第6号証①   | 被告準備書面(5)(令和2年(行ウ)第63号、同3年(行ウ)第36号事件) |
| 疎甲第6号証②   | 被告準備書面(6)(令和2年(行ウ)第63号、同3年(行ウ)第36号事件) |
| 疎甲第7号証    | 委託業務についての行政事務改善推進委員会の審査結果について(乙第      |

	27号証)
疎甲第8号証	市民課窓口における一部業務の運用費用試算 (乙第28号証)
疎甲第9号証	委託業務についての行政事務改善推進委員会の審査結果について (乙第29号証)
疎甲第10号証	次期市民課窓口業務委託の予算について
疎甲第11号証	市民課窓口における直営での運用費用の試算

**【追記】**

本件陳情とは、次回仕様書に係る予算上限額740,772,450円の不当を検証し、もって、その見直しを求めるものであって、前掲、現委託業務契約書に係る契約金額計528,576,102円の適正を前提とすることから、『陳情書の処理基準』4.に該当しないことを意見する。

陳 情 文 書 表			
番号	4-19	受付	令和4年5月23日
件名	特別職の守秘義務についての陳情書		

**【陳情の趣旨】**

大和市においては、特別職の守秘義務に関しては、一般職同等の義務を課すよう検討していただきたい。

**【陳情の理由】**

地方公務員法34条（秘密を守る義務）1項は、「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」旨を規定するところ、同法3条（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）1項は、「地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。」旨、同2項は、「一般職は、特別職に属する職以外の一切の職員とする。」旨、同3項は、「特別職は、次に掲げる職とする。」（柱書き）として、1号は、「就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職」旨を規定すると共に、同法4条（この法律の適用を受ける地方公務員）1項は、「この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員に適用する。」旨、同2項は、「この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。」旨をそれぞれ規定することから、市長、副市長、議会議員、その他同法3条3項列記部分に掲げられた特別職の地方公務員に対しては、同法34条所定の『守秘義務』が課されないのである。この法理については、国家公務員の特別職においても同旨であるにもかかわらず、内閣総理大臣、国务大臣、副大臣、大臣政務官、内閣官房副長官及び内閣法制局長官については、『官吏服務紀律』4条1項の適用とともに、そのうち、内閣総理大臣、国务大臣、副大臣（内閣官房副長官を含む。）及び大臣政務官については、『国务大臣、副大臣及び大臣政務官規範』において、『守秘義務』が課せられていることに鑑みれば、普通地方公共団体においても、特別職の地方公務員に対し、独自に、『守秘義務』を課すことは、結果、行政運営の健全化、もって、市民生活の安全を担保する上で、不可欠であることから、本件陳情に及んだ次第である。

以上

**【添付資料】**

疎甲第1号証の1 質問主意書（質問第224号）

疎甲第1号証の2 質問主意書（答弁書第224号）

疎甲第2号証 草加市特別職等の倫理に関する規則

疎甲第3号証 新法・法改正の解説（クリエイティブ房総第94号）